



青監第1287号
平成31年3月13日

一般社団法人青森県建設業協会長 殿

青森県県土整備部長

とび・土工工事業者の解体工事に係る経営事項審査の取扱いについて（通知）

平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けて、引き続き解体工事業を営んでいる建設業者（以下「経過措置業者」といいます。）の取扱いについて、平成31年3月1日付け青監第1224号により通知したところですが、同通知に係る経営事項審査の取扱いは下記のとおりとなりますので、十分注意してください。

記

- 1 工事の完成が平成31年（2019年）6月1日以降となる解体工事を、公共発注者（国及び地方公共団体等）から直接請け負おうとする場合又は既に請け負っている場合、建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受けなければならないことを踏まえ、経過措置業者は、解体工事に係る経営事項審査も同年5月31日までに受ける必要があります。
- 2 経営事項審査の受審後に、新たに解体工事業の許可を取得した場合、受審済みの審査基準日と同一の基準日で解体工事に係る経営事項審査を追加で受けることができます。
なお、申請日時点において、受審済みの直近の審査基準日の次の事業年度が終了している場合、当該審査基準日での審査を受けることはできません。
また、追加の審査は監理課で随時行っています。この審査を希望する場合は、日程調整等を行いますので、事前に下記担当まで連絡をお願いします（事前連絡なく来庁された場合、受付できません。）。

（担当）

青森県県土整備部監理課
建設業振興グループ 古川
県庁内線 6664
直通電話 017-734-9640